

地球温暖化対策推進法施行推進経費((新)地方公共団体実行計画策定支援)

46百万円(4百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

改正前の温対法では、地方公共団体は、自らの事務・事業により排出される温室効果ガスの削減計画(旧地方実行計画)の策定が義務づけられるとともに、区域内の活動に伴う温室効果ガスの削減に関する計画(地域推進計画)を策定する(任意)こととされていた。

今回の法改正では、都道府県、指定都市、中核市及び特例市においては、地方実行計画(新実行計画)の中に区域内の活動に伴う温室効果ガスの削減に関する計画(地域推進計画)を盛り込むことが義務づけられた。

一方、特例市未満の自治体においては、旧地方実行計画の策定率が、45%(平成19年12月調査)と進んでいない。特に、規模の小さな自治体において、「人員が十分でない」、「策定手順や策定方法のノウハウがない」などの理由により策定が進んでいないとの回答を得ている。

本事業においては、新実行計画(特例市以上)及び旧実行計画(その他市区町村)のそれぞれについて、策定のためのマニュアルを作成し、地方環境事務所のブロックごとに説明会の開催等を実施し、実行計画の策定向上に努めていく。

2. 事業計画

- (1) 新実行計画策定マニュアル作成
- (2) 新実行計画策定等説明会(8ブロック)
- (3) 旧実行計画策定等説明会(8ブロック)
- (4) 実行計画策定アドバイザーの設置(8ブロック)

3. 施策の効果

新・旧実行計画の策定方法について説明するとともに、自治体における地球温暖化施策ベストプラクティスの研究、模擬計画策定ワークショップを通じて問題点を解消し、事項計画の策定率の向上を図る。